

## 高野町告示第59号

高野町公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金交付要綱を次のように定める。

令和4年12月21日

高野町長 平野 嘉也

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を背景に、公共交通利用者の減少に伴う運賃収入の落ち込みが深刻化している状況において、燃料価格高騰に起因する経費増で更なる負担が強いられている公共交通事業者を支援することで、町民等の移動手段の維持確保を図ることを目的とし、高野町公共交通事業者燃料価格高騰対策支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項イに該当し、同法第4条第1項の規定に基づき国土交通大臣の認可を受けた一般乗合旅客自動車運送事業を営む者をいう。

(2) 燃料経費 第1号に掲げる各事業に要した燃料経費をいう。

### (対象及び内容)

第3条 支援金の交付対象及び内容は、別表に掲げるとおりとする。

### (支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、高野町公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 支援金の交付申請の期限は、令和5年1月31日とする。

3 支援金の交付回数は、1事業者につき1回を限度とする。

(支援金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、交付を決定するとともに、支援金の額を確定し、高野町公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定による決定通知を受けた者は、速やかに高野町公共交通事業者燃料価格高騰対策支援金交付請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

(支援金の交付)

第6条 町長は、前条第2項の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書

を受理した日から起算して30日以内に支援金を交付するものとする。

(交付の取り消し等)

第7条 町長は、第5条第1項の規定による支援金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した支援金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反し、又は申請について不正の行為があったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(3) その他町長が不相当と認めるとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月21日から施行し、当該年度の支援金に限り適用する。

別表（第3条関係）

事業区分	対象及び内容
路線バス事業者	<p>1 令和4年4月1日時点で町内に営業所を有し、申請日まで継続して当該事業を行っており、かつ、厳しい経営環境にあっても、今後も継続する意思を有している路線バス事業者であること。</p> <p>2 支援金額は、令和4年4月1日時点で近畿運輸局又は和歌山運輸支局の許可を受け登録する車両で、令和2年度の燃料経費と令和4年度の燃料経費の差額に令和4年度の年間走行距離を乗じて得た額を燃料影響試算額分として支給する。（ただし、自治体等から委託を受けて運行する路線は除く。）</p>